

平成 21 年 3 月 31 日

お客様各位

日の出証券株式会社

空売り規制に係る時限的措置の延長について

今般、空売り規制に係る年度内時限措置の延長が決まりましたので、お知らせいたします。

延長となる空売り規制措置

- ① 売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（Naked Short Selling）の禁止。
- ② 一定規模（発行済株式総数の原則 0.25%）以上の空売りポジションの保有者に対する証券会社を通じた取引所への報告の義務付け。取引所による当該情報の公表。

この空売り規制は、平成 21 年 7 月 31 日（金）までの時限的措置となりますが、投資家の皆様におかれましては、発行済株式総数の原則 0.25%以上の空売りポジションを保有していた場合、証券会社を通じた取引所への報告が必要です。

この場合、当社だけではなく、他社で同じ銘柄を空売りしておれば合算され、未決済建玉がトータルで 0.25%以上になると報告義務が生じます。当社を通じて報告を行う場合は、担当営業員までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細等につきましては、関係各省庁・取引所のホームページをご覧ください。

 [金融庁](#)

 [東京証券取引所](#)

 [大阪証券取引所](#)

 [福岡証券取引所](#)

 [JASDAQ証券取引所](#)

日の出証券

Hinode Securities

商号等：日の出証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第31号
加入協会：日本証券業協会